

2010年12月2日

出先機関改革に関する提言

民主党 地域主権調査会
会長 武正 公一

民主党が提案してきた出先機関の原則廃止の方針に基づき、政府において地域主権戦略会議を中心に出先機関改革の具体策が検討されている。政府の取り組みを後押しするため、以下の通り出先機関改革の方向性を提言する。

I. 地域主権改革の意義

- 地域主権改革によって明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方自治体の関係を上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換する。
- 地域主権改革が進展すれば、地域の特性を活かした創意工夫が可能になり、地域住民が自らの住む地域を自らの責任で創る体制に改められる。地方自治体の首長や議会議員を選ぶ住民の判断と責任は重大になる一方で、住民サービスとそれを享受する国民生活を向上させることができるようになる。
- 地方自治体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うことにより、これまで行政の手が差し伸べられなかった人にきめ細かな支援がなされたり、地域の様々な資源や文化等が最大限活用されて地域が活性化される。
- 地方自治体に事務権限を移譲することにより、住民の地方議会・行政に対する関心が高まり、行政に対するチェック機能が働きやすくなる。
- 一方で、国は地方自治体には担えない事務を担うとともに、地方自治体に対して適切な支援を行い、どこに暮らそうとも安心な国になる。

II. 出先機関改革について

1. 目的

- 「補完性の原則」に基づいて、国の出先機関の事務権限を住民に身近な地方自治体に委ねることにより、出先機関の行政サービスを住民のニーズや地域の実情にあったものにするとともに、住民や議会の監視の目が行き届くようにする。
- 国と地方が同じような事務事業を行う二重行政を解消し、行政を効率化させる。

2. 改革の方向性

- 国の出先機関の事務権限を地方自治体に移譲、本府省へ引き上げ、廃止・民営化等することにより、出先機関を原則廃止する。
- 「地域主権戦略大綱」に示された「その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適當と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲する」という方針を厳格に適用すべきである。
- 必ずしも全国一律に事務権限を移譲するのではなく、移譲を希望する地方自治体や広域連合の形成など受け皿が整った地方から順次、移譲すべきである。
- 地方に事務権限を移譲する際には、当該事務に従事する公務員の雇用に十分な配慮をして、国との機関への配置転換、地方自治体への異動等で対応すべきである。また、財源については当該事務権限を担うために必要な額を地方に移譲すべきである。

【地域主権戦略大綱】

（注）「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適當と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

3. 地方に移譲等すべき重点分野

(1) 地方整備局に関する分野

①直轄国道

- 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施については、都道府県・政令指定都市もしくは広域連合に移譲すべきである。
- 1つの都道府県内で完結する直轄国道については、速やかに都道府県に移譲すべきである。
- 複数の都道府県にまたがる直轄国道については、広域的に移動する道路利用者の視点も踏まえ、都道府県間の調整に委ねることや広域連合が担当することも含め、今後の対応を検討すべきである。

②直轄河川

- 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施については、都道府県・政令指定都市もしくは広域連合に移譲すべきである。
- 1つの都道府県内で完結する直轄河川については、速やかに都道府県に移譲すべきである。
- 複数の都道府県にまたがる直轄河川については、都道府県間の調整に委ねることや広域連合が担当することも含め、今後の対応を検討すべきである。河川管理は、国民の生命・財産に影響を与えるかねない事務事業であることから、経過措置として、国の技術的な支援や指導を認めていくべきである。

(2) 都道府県労働局に関する分野

- ハローワークの業務を利用者の視点から見直し、ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の給付と地方が行う職業能力開発、公営住宅や福祉に関する相談業務等を一体的に行うことができるようすべきである。
- このため、国と地方自治体が共同で協議会を設置し、ハローワークの運営を一体となって行うという厚生労働省の案を検討すべきである。なお、行政の肥大化を防ぐ手当をとるとともに、地方自治体の主体性を明確にする必要がある。
- また、地方自治体がハローワークの設置及び施設の運営を行うことができるようにし、無料職業紹介や雇用保険の給付等の全国的な一体の取組みを要する業務については国が従来通り国家公務員により実施し、職業能力開発、公営住宅、福祉に関する相談業務等については地方公務員が一体で実施することが考えられる。
- なお、今後とも出先機関の原則廃止・地方移管という大原則を最重要視し、個別機関・分野ごとの課題や上記の取り組みの状況を検証しつつ、具体化

に向けて努力する必要がある。

(以下参考)

- 以上の成果と課題を十分検証した上で、将来的には無料職業紹介や雇用保険の給付を法定受託事務又は自治事務として地方自治体に移管することも考えられるが、その際には ILO 条約との整合性、都道府県境を越えた職業紹介、雇用対策における機動性の担保や、雇用保険の濫給防止のため雇用保険財政の責任主体そのものを地方自治体に移管することや地方負担を導入することなど雇用保険財政の根本に関わる議論が必要となる。

4. 事務権限の受け皿の整備

- 平成 23 年中に、事業の対象地域（例えば河川の流域）と広域連合の地方自治体のエリアが異なる場合の対応、広域連合から一部の地方自治体が脱退した場合の対応、広域連合のガバナンスの脆弱性といった諸課題を踏まえ、広域連合のあり方について検討を行うべきである。
- 地方自治体の自主性を尊重しつつ、基礎的自治体の能力の拡大に努め、出先機関の事務権限の一端を担うことができるようすべきである。
- 事務権限の受け皿が整備されていない地域については、国が引き続き責任を持って事業を行うべきである。

5. 改革のスケジュール

- 平成 22 年末までに、出先機関改革に関する「アクション・プラン」を策定し、平成 23 年通常国会から順次、出先機関改革に関する各府省設置法改正案等を提出して地方への事務権限移譲等を速やかに実施すべきである。

最後に

- ハローワークの見直しについては、公労使で構成される労働政策審議会における審議を最大限尊重すべきである。また、出先機関改革を進めるにあたっては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と協議した上で決定すべきである。
- 政府は出先機関改革の成果を国民に示すため、改革後の効率化の成果等を定量的に提示すべきである。
- 政府は、地域主権改革が元気な日本を復活させ、国民生活を向上させる改革であることを十分認識し、本提言を踏まえて地域主権改革を臆することなく果断に推進すべきである。

以上